

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について（報告第2号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の54万5,000円から56万円に引き上げる。

3 施行日

令和7年4月1日